

募集要項目次		事務局案	引用・参考先	サウンディング 主な意見	備考
1. 譲渡対象となる事業の概要・譲渡価格等					
(1) 事業譲渡日					
(2) 譲渡対象資産等	譲渡資産	令和8年●月●日現在、市が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第7号に定める事業及びこれに附帯する事業で市が経営する事業）の承継に必要な固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部(現金・預金は除く。）。 なお、市が承継する事業は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業（以下「都市ガス事業」という。）、同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものであって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のもの（以下「旧簡易ガス事業」という。）、並びに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業（以下「LPガス事業」という。）とする。 譲渡予定の固定資産の内容については別紙●を参照のこと。 また、株式会社松江ガスサービス（以下「本市ガス局子会社」という。）について、本市ガス局が保有する株式を譲渡する。 本市ガス局子会社の株式譲渡に関する内容については、別紙●を参照のこと。	見附・福井・小千谷参考 ★一部、本市独自（GS株式）	GSの譲受は「可能」とする意見が多い。少数株主からの株式取得（少数株主の排除）の動向が注目されている。	
(3) 譲渡価格	譲渡価格 ※流動資産を除く	●●億円以上		(25億円程度とした場合の感触) 「参画可能」、「高いと感じる」、「精査が必要」と反応は様々。	第4回委員会にてご提示予定
2. 参加資格		募集する法人	本公募に参加する資格を有する者は、募集要項等並びに質問回答及び募集要項等に関連又は付随するものとして市が提示した一切の資料において定める全ての条件の遵守を確保するとともに、市提示条件を満足した事業計画を自ら立案し遂行できる能力を示し、本事業譲渡を受けるための事業譲受会社を責任をもって設立しようとする法人又は法人のグループとする。事業譲受会社の本社は松江市内に新たに設置することとする。	金沢参考	
		応募資格 (定義)	(1) 応募者等を構成する各法人の定義 本事業譲渡の実施に関与する法人の定義は、以下のとおりである。なお、応募者を構成するにあたって代表企業は必須であるが、その他の法人は任意である。 ①代表企業 ・代表企業とは、応募者の責務を自らの責任と費用で最終的に引き受ける法人をいう。 ・代表企業は、他の応募者等に参加することはできない。 ・代表企業は、事業譲受会社を設立する際に最多数の議決権を保有しなければならない。 ②構成企業 ・構成企業とは、応募提案に参加し、かつ代表企業とともに応募者としての責務を果たす法人をいう。 ・構成企業は、他の応募者等に参加することはできない。 ・構成企業は、事業譲受会社を設立する際に議決権付株式を1株以上保有しなければならない。 ③協力企業 ・協力企業とは、応募提案に参加し、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に参加する法人をいう。 ・協力企業は事業譲受会社に出資は行わない。 (2) 応募者について ①応募者の構成 応募者は、単独の法人（以下「応募企業」という。）又は複数の法人（代表企業、構成企業）によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。 ②応募者等 応募者及び協力企業を総称して応募者等という。 ③応募者の代表企業 コンソーシアムにあっては、代表企業を1者定めるとともに、代表企業はコンソーシアムを代表して本公募手続を行うものとする。単体企業による応募者は、応募企業が代表企業となる。なお、コンソーシアムを構成する構成企業及び協力企業は、委任状（様式は提案要領に定める。）により、本公募手続に係る権限を代表企業に委任する（要検討）。	金沢参考	
			金沢参考		
		応募資格 (実績・認可)	(3) 応募者に求める資格 ①代表企業、構成企業のうち、いずれかの者は、一般ガス導管事業の事業実績を有すること。 ②代表企業、構成企業のうち、いずれかの者は、ガス小売事業の事業実績を有すること。	金沢参考	
		応募資格 (税金滞納)	応募者又は応募者等の全てについて、以下③～⑧のいずれも満たすこと。 ③所得税、法人税若しくは消費税及び地方消費税、又は、本市若しくは本社所在地における法人市民税若しくは固定資産税を滞納していないこと。	金沢参考	
		応募資格 (破産申立て・更生手続)	④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当するものでないこと。 ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。 ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。	仙台参考	
		応募資格 (指名停止)	⑦資格審査申請書提出日から譲渡契約締結の日までの期間に、「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」及び「松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」（以下「物品等指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。加えて、市の入札参加資格登録を行っていない応募者等については、資格審査申請書提出日前日までの一定期間及び資格審査申請書提出日から譲渡契約締結の日までの期間において、物品等指名停止要綱別表第6号、第8号及び第10号の措置要件に該当する行為がないこと。なお、一定期間とは、物品等指名停止要綱別表第6号、第8号及び第10号に掲げる期間とし、起算日とは、逮捕若しくは公訴を提起された日、排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けた日、又は刑事告発を受けた日とする。	金沢参考	
		応募資格 (反社)	⑧暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。	仙台参考	
		応募資格 (その他)	(4) 応募者等の制限 次の者は応募者等を構成することはできない。また、最優秀提案者選定手続中において、松江市ガス事業譲渡先選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が退任した場合も、当該退任委員と応募者等の関係に対する以下の制限の効力は引き続き維持されるものとする。 ①選定委員会委員が属する法人（営利法人及び非営利法人） ②選定委員会委員が属する法人が営利法人である場合、当該法人の親会社及び子会社並びに当該法人と同一の親会社を持つ会社 ③選定委員会委員が属する法人が非営利法人である場合、当該法人に対して基本金の出捐等に加え役員の派遣等を行っている法人 ④上記③の出捐等を行っている法人の親会社及び子会社並びに当該法人と同一の親会社を持つ会社 ⑤選定委員会委員の親族が役員を務める法人 ⑥公募アドバイザー（株式会社日本経済研究所、株式会社エフ・ユー、結和税理士法人、アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業） ⑦上記①から⑤までに定める者を本公募に関連するアドバイザーに起用している者 (5) その他 事業譲受会社を設立する場合の株式のすべては代表企業及び構成企業によって保有すること（ただし、市の出資は除く）。	金沢参考	
3. 基本条件		応募者等は、「松江市ガス事業民営化基本方針」の内容を十分に理解し、次の事項を履行、遵守しなければならないものとする。	見附・福井・仙台・小千谷参考		

募集要項目次		事務局案	引用・参考先	サウンディング 主な意見	備考
(1) 安全・安心で安定した供給の確保		(1) 安全・安心で安定した供給の確保 ①現在の保安水準を維持・向上し、安定的かつ継続的なガス供給（原料調達を含む）を行うこと。 ②経年管の更新をはじめとして、将来にわたってガス設備の維持・更新・運用を適切に図ること。 ③平常時の災害対策を講じるとともに、災害時の緊急対応及び復旧対策を迅速に実行すること。 ④旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、譲渡後当面の間、委託を継続すること。 ⑤市内工事の豊富な実績を有し且つ本市ガス事業に貢献してきた松江市ガス事業承認工事業者、準承認工事業者及び簡易内管施工登録店（以下「承認工事業者等」という。）が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。 ⑥事業譲渡後の検針業務を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先の個人または法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事できるよう努めること。 ⑦本市ガス局子会社について、当該会社への委託の継続等、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。	本市基本方針 + ★本市独自（④～⑦）		
(2) お客様へのサービス内容と満足度の向上		(2) お客様へのサービス内容と満足度の向上 ①ガス料金の水準が安定的に推移するよう、経営の効率化と透明性の確保を図り、多様なサービスの提供などを通じて、お客様満足度の向上を図ること。 ②ガス料金は、原料ガス卸価格（事業者間精算料金を含む。ただし、現行のガス事業法その他関係法令の改正等がない場合に限り。）の上昇による影響を除いて、事業譲渡日から少なくとも〔3〕年間はガス料金（都市ガス、旧簡易ガス、LPガス）が現行の水準を上回らないようにすること。ただし、経済情勢が著しく変化した場合にはこの限りでない。 ③事業譲受会社は、市が現在実施しているサービスを基本として、地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することにより、お客様の利便性向上を目指すこと。 【本市ガス局が現在実施しているサービス例】 ・ガスファンヒーターのレンタルサービス ・開閉栓などのインターネットによる申込受付 ・料金支払方法の多様化	本市基本方針 + 見附・小千谷参考（②料金水準維持） + 仙台参考（③既存サービス継続）	料金据置期間は「3年間は可能」、「極力短期間がよい」。	
		④旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、譲渡後当面の間、委託を継続すること。（再掲） ⑤市内工事の豊富な実績を有し且つ本市ガス事業に貢献してきた承認工事業者等が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。（再掲） ⑥事業譲渡後の検針業務を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先の個人または法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事できるよう努めること。（再掲） ⑦本市ガス局子会社について、当該会社への委託の継続等、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。（再掲）	★本市独自		
(3) 公益性及び安定した経営基盤の確保		(3) 公益性及び安定した基盤の確保 ①都市ガス事業及びLPガス事業に求められる公益性を十分に認識し、法令等に基づく安定供給と安定運営を維持するとともに、経営基盤・経営能力・技術的能力を確保すること。 ②カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、将来的な都市ガス原料の合成メタンへの転換時には速やかに対応するなど、地域脱炭素推進における先導的役割を果たすよう努めること。	本市基本方針		
(4) 人材の確保・育成による技術継承と経営体制の確立		(4) 人材の確保・育成による技術継承と経営体制の確立 ①持続可能な経営に必要な技術・事務系職員の確保・育成・活用により、保安水準の維持・向上のための技術を実践に継承するなど、適切な経営体制を整えること。	本市基本方針		
(5) 地域経済の活性化		(5) 地域経済の活性化 ①地元経済界と連携を図り円滑に事業を実施するとともに、地域の発展につながる事業を展開すること。地元雇用の拡大に努めるとともに、ガスの安定供給を通じて地域経済に貢献すること。 ②事業譲受会社の本社を松江市内に新たに設置すること。	本市基本方針 + 仙台参考（②市内本社）	②参画意向のある事業者は「SPCを設立する方針」とする意見が多い。 SPC（特別目的会社）…特定の目的のため、親会社などの本体から必要な資産だけを切り離し、特定の事業のために資金調達を行う「法人」。 ⇔SPV（特別目的事業体）…投資を行う事業体の総称で、このうち法人の形態をとるものがSPC。 ⇔ペーパーカンパニー…登記上存在するが、事業活動の実態がない（明確な目的を持って運用されていない）会社。	
		③旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、譲渡後当面の間、委託を継続すること。（再掲）	★本市独自	④簡易ガス・LPガス事業について、「一括譲渡希望」、「現委託先への委託継続可能」が多い。	
	(地元ガス公認工事店等の処遇)	④市内工事の豊富な実績を有し且つ本市ガス事業に貢献してきた承認工事業者等が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。（再掲）	見附・金沢・小千谷参考	「引き続き地元業者の協力が必要」という意見が多数。 一部「地元業者に配慮したうえで、自社子会社との共存を想定」という意見もあり。 工事業者承認制度の継続は「可能」という意見が多い。	
	(検針業務等)	⑤事業譲渡後の検針業務を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先の個人または法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事できるよう努めること。（再掲） ⑥本市ガス局子会社について、当該会社への委託の継続等、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。（再掲）	小千谷参考	「検針の委託は継続したい」という意見がある一方、「将来的にはスマートメーター導入・検針自動化の方針」との意見もあり。	
(6) 本市との緊密な連携		(6) 本市との緊密な連携 本市の政策（松江市総合計画 MATSUE DREAMS 2030等）に協調した事業展開を図るとともに、松江市再生可能エネルギービジョンや脱炭素、SDG s の推進などのために連携を図ること。	本市基本方針		
(7) 市職員の派遣		(7) 市職員の派遣等 ①市は、円滑な事業承継を目的として、「公益的法人等への一般職の派遣等に関する法律（平成12年法律第 5 0 号）」に基づき、ガス事業に従事した職員を、3年以内の期間に限り派遣する。 ②市は事業譲受会社へ出資する。市の出資比率は1％未満とし、市の出資額の上限は100万円とする。	金沢参考 + ★本市独自（出資条件）	極力多くの技術職員の人的支援を求める意見が多数。	

募集要項目次		事務局案	引用・参考先	サウンディング 主な意見	備考
(8) ガス事業職員の雇用について	(ガス事業職員の雇用)	(8) ガス事業職員の雇用について 現在の市ガス事業に従事する市の職員について、本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。	小千谷参考	転籍を歓迎する意見が多い。	
(9) 事業譲渡における本市の関わり	(市の関与)	(9) 事業譲渡における本市の関わり ①事業譲渡後においては、原則として本市は事業継承者の経営への関与は行わない。ただし、譲渡契約書及び事業提案内容の履行確認を行うため、一定期間、事業継承者には本市への報告を求める。	本市基本方針	「問題ない」、「料金据置期間（3年程度）をイメージ」、「ガス事業者は経産省に監視されている（問題にならない）」との意見あり。	
		②市は、譲渡対象資産等に関して、一切の契約不適合責任は負わない。 ③（固定資産税の課税免除または減免については、庁内調整中） ④（ガス供給施設及びガス導管に係る市道占用料び減免については、庁内調整中）	②金沢、小千谷参考		
(10) お客様・市民等への広報		(10) お客様・市民等への広報 本市ガス事業の民営化を円滑に推進するため、市報松江、松江市及び松江市ガス局のホームページ等により、本市ガス局のお客様や市民、関連事業者などへ、民営化の進捗等についてお知らせする。事業継承者の決定後は、事業継承者において事業譲渡に関する周知・広報に努める。	本市基本方針	③④「料金据置期間の減免措置を希望」、「減免措置期間と同等の料金据置期間を設定されることは理解できる」、「現在、免除されている事業を承継するため、減免措置/経過措置を希望」との意見あり。	
(11) 権利の譲渡の制限		(11) 権利の譲渡の制限 事業譲受会社は、事業譲渡後〔5〕年間、①第三者との合併、会社分割、事業譲渡、②株主構成等の重要な変更、③本事業譲渡により承継した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡を行うてはならない。ただし、市と事業譲受会社が協議の上、市の承認を得た場合はこの限りではない。	仙台参考		
(以下(1)～(11)に該当しないもの)				「職員組合の反発」、「地元事業者要望への対応」について注視している旨の意見あり。	
4. 選定の手続き					
(1) 契約締結及び事業					
(2) 松江市ガス事業譲渡先選定委員会の設置		市は本公募における最優秀提案者を公平かつ公正に選定するため、学識経験者等で構成される松江市ガス事業譲渡先選定委員会を設置した。 市は、選定委員会における最優秀提案者の選定のための審査結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。選定委員会を構成する委員は以下のとおり。 なお、本公募に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本公募に関し、委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本公募の参加資格を失う。 草薙真一 兵庫県立大学副学長（会長） 大森浩 公認会計士 福田真也 弁護士 松浦俊彦 松江商工会議所専務理事 三宅克正 松江市公民館長会会長	金沢参考		
(3) 開示資料申込み					
(4) 募集要項等に対する質問回答					

募集要項目次		事務局案	引用・参考先	サウンディング 主な意見	備考
5. 第一次審査（資格審査）					
(1) 資格審査		応募者等を構成する法人のうち、代表企業となることを希望する者（以下「資格審査申請者」という。）は、応募者等を構成する法人に係る書類を含め、提案要領に定める提出書類を次により事務局に提出し、市から参加資格の有無について確認を受けなければならない。 提出期間内に資格審査申請書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、以降の手続きに参加できない。 （１）提出期間 令和6年11月18日（金）から令和6年11月25日（月）17時まで（必着） （２）提出書類 提案要領に定める書類 （３）提出方法 下記9.の事務局に郵送又は宅配便により提出すること。 （４）資格審査結果通知 資格審査結果は、令和6年11月29日（金）までに資格審査申請者に電子メールで通知し、同日付で市より文書を発送する。			
(2) 資格審査後の開示資料申込み					
(3) 競争的対話等		市は、資格審査通過者のみを対象として、競争的対話等を行うものとする。競争的対話等は、質問の受付及び回答等を行うことにより、資格審査通過者の本事業に対する理解を深め、より良い提案を促すことを目的とする。競争的対話等の実施に係る事務局及び公募アドバイザーとの事務手続きは、代表企業又は代表企業が指定する者で市が認める者のみが行うものとする。	金沢参考		
6. 第二次審査（提案審査）					
(1) 応募提案書類の提出		応募提案書類は、以下のとおりとし、説明用資料等の市から指示のない書類等の添付は認めない。なお、応募提案書類は、提案要領に従って作成すること。 ①提出期限 令和7年2月17日（月）17時（必着） ②提出書類 提案要領に定める書類 ③提出方法 下記9.の事務局に郵送又は宅配便により提出すること。			
(2) プレゼンテーション審査の実施		応募提案書類の提出後、応募者等によるプレゼンテーションを実施する予定である。 ①開催日 令和7年3月頃（日時・場所、具体的な実施方法等については、応募提案書類を提出した応募者等に対して、事務局より連絡する。） ②プレゼンテーションの内容 ・応募者等からの提案内容の説明 ・質疑応答			
7. 優先交渉権者の決定		① 決定方法 市は、選定委員会から受けた最優秀提案者及び次点優秀提案者の報告を基に、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。また、次点優秀提案者を次点交渉権者とする。 ② 結果の通知・公表 全ての第二次審査参加者の代表企業に結果を文書で通知するとともに、市及びガス局ホームページへの掲載等により、優先交渉権者及び次点交渉権者に決定した応募者又は応募者等の全てについて、法人名を公表する。			
8. 優先交渉権者の決定後の手続き		①事業譲受会社の設立 優先交渉権者は、基本協定の締結日から概ね1ヶ月以内に、基本協定及び募集要項の定めに従い事業譲受会社を設立する。 ②事業譲渡契約の締結 市は、委員会の報告を受け、優先交渉権者を定め、その優先交渉権者と諸条件の詳細について協議を行い、合意できた場合に市ガス事業を譲受する事業主体と定めて、事業譲渡仮契約を締結する。市と優先交渉権者との協議が整わなかった場合、または、優先交渉権者が譲渡契約締結の日までの期間に「2.参加資格」に定める資格要件を満たさなくなった場合は、次点交渉権者と協議を行う場合がある。仮契約は、本事業譲渡に関する議案が市議会において議決された後に本契約（※）となる。 ※本契約は、本事業譲渡に関する議案が市議会において議決されることが条件となり、仮契約が自動的に事業譲渡契約になることを想定している。また、事業譲渡契約の効力発生は、ガス事業法第42条に基づく経済産業大臣の事業譲渡譲受認可申請が認可された時点となる。	(1) 金沢参考 (2) 小千谷参考		
9. その他留意事項		(1) 応募に要する費用は、応募者等の負担とする。 (2) 提出した書類の変更は、原則として認めない。 (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。 (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。 (5) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業譲渡の公表その他市が必要と認めるときは、市は、提出書類の全部又は一部を無償で自由に使用できるものとする（情報公開条例第7条の規定により非公開情報とされるものを除く。）。契約に至らなかった応募者の事業提案書については、本事業譲渡の公表以外には使用しない。 (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者等が負うものとする。 (7) 提出された書類は、返却しない。 (8) 審査結果に対する異議申立ては、認めない。 (9) 市から提供する資料は、本事業譲渡への応募のための検討以外の目的で使用することを禁じる。 【問合せ先・事務局】 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市 総務部 組織戦略課 TEL 0852-55-5193 E-mail gyoukaku@city.matsue.lg.jp	小千谷参考		